

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、子どもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では子ども・子育て支援の取組が進められてきました。

1999年（平成11年）に「少子化対策推進基本方針」、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」、2012年（平成24年）に「子ども・子育て支援法」を含む関連3法が成立し、2015年（平成27年）から、「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

① 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

我が国における急速な少子化の進行を踏まえて、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、市町村に対し次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付けました。同法は10年間の時限立法でしたが、2014年（平成26年）の法改正により2024年度（令和6年度）末まで10年間延長されました。なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されたことに伴い、同法に基づく計画策定は任意となりました。同法に基づく、「行動計画策定指針」が2020年（令和2年）に改正され、放課後児童対策の更なる推進に向けた「新・放課後子ども総合プラン」の事業計画を市町村の計画に盛り込むこととなりました。

本市では、2005年（平成17年）に「次世代育成支援行動計画」の前期計画（平成17～21年度）、2010年（平成22年）に後期計画（平成22～26年度）を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に取り組んできました。

② 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障と税の一体改革の一環として、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みが構築されることとなりました。2012 年（平成 24 年）に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、2015 年（平成 27 年）から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を 3 つの柱とした「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が施行されました。市町村子ども・子育て支援事業計画は、計画の基本的記載事項等を定めた「基本指針」に基づき策定することとされています。

本市では、2015 年（平成 27 年）に第 1 期となる「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。第 1 期計画は、子ども・子育て支援法で市町村の策定が義務付けられた範囲に加え、「次世代育成支援行動計画」、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」を継承した、子ども・子育てから若者までの範囲を包含する計画として策定しました。

第 1 期計画の策定後、社会情勢の変化や国の施策動向を踏まえ、基本指針が改正されました。主な改正内容としては、企業主導型保育事業の創設、幼児教育・保育の無償化に伴う給付の創設のほか、新・放課後子ども総合プランや、児童虐待防止対策・社会的養育、その他制度の施行状況や関連施策の動向が反映されました。

③ 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、2010 年（平成 22 年）に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。2016 年（平成 28 年）には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。「子ども・若者育成支援推進法」では、同法に基づく市町村子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

本市では、2013 年（平成 25 年）に「ふじさわ子ども・若者計画 2014」（平成 25～26 年度）を策定しました。2015 年（平成 27 年）からは、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」の施策は、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）に継承されました。

④ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013年（平成25年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、2014年（平成26年）に同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

法律施行5年後の2019年（令和元年）には同法が改正され、市町村による計画策定が努力義務となりました。改正後の法律を踏まえ、同年11月に「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が策定されました。

本市では、2018年（平成30年）に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行い、実施計画を策定するための基礎資料として、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

⑤ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、2016年（平成28年）に「児童福祉法」が改正されました。改正法では、理念として子どもが権利の主体であること、子どもの権利の保障に向けた国民、保護者、国、地方自治体が果たす役割などについて、次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

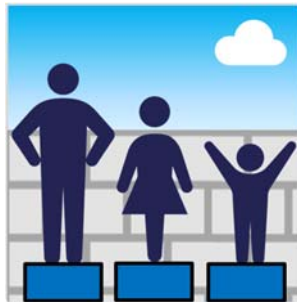
⑥ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28 年 12 月決定）

2015 年（平成 27 年）9 月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等をはじめとする取り組むべき課題と、2030 年（令和 12 年）を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

SDGs の採択後、日本では 2030 年（令和 12 年）に向けた取組の指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs 達成に向けた取組を推進することが期待されています。

用語解説

平等(Equality)と公正(Equity)



それぞれのおかれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることのできない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれのおかれた状況に応じて待遇を変えるという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見ることができる公正(Equity)を達成することができます。

(2) 計画の趣旨

子ども・子育てや若者を取り巻くこれまでの社会環境の変化や国の動向等を踏まえて、本市では、「子ども・子育て支援法」において市町村の策定が義務とされている「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、また、「次世代育成支援対策推進法」において市町村の策定が任意とされている「市町村行動計画」として、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、健やか親子21（第2次）に基づく「母子保健計画」として位置づけます。

さらに、本計画を踏まえて、施設の具体的な整備に関する「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して施策を講じる「藤沢市子ども^{ともい}く共育計画」を策定します。

図表1-2-1 子ども分野における計画の根拠法等

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画（本計画）	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21（第2次）	※1
藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）	市町村整備計画	児童福祉法第56条4の2第1項	任意
藤沢市子どもの居場所づくり推進計画	市町村行動計画等	新・放課後子ども総合プラン	※2
藤沢市子ども ^{ともい} く共育計画	子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条2	努力義務
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条2	努力義務

※1 「母子保健計画について」平成26年6月17日雇児発0617第1号

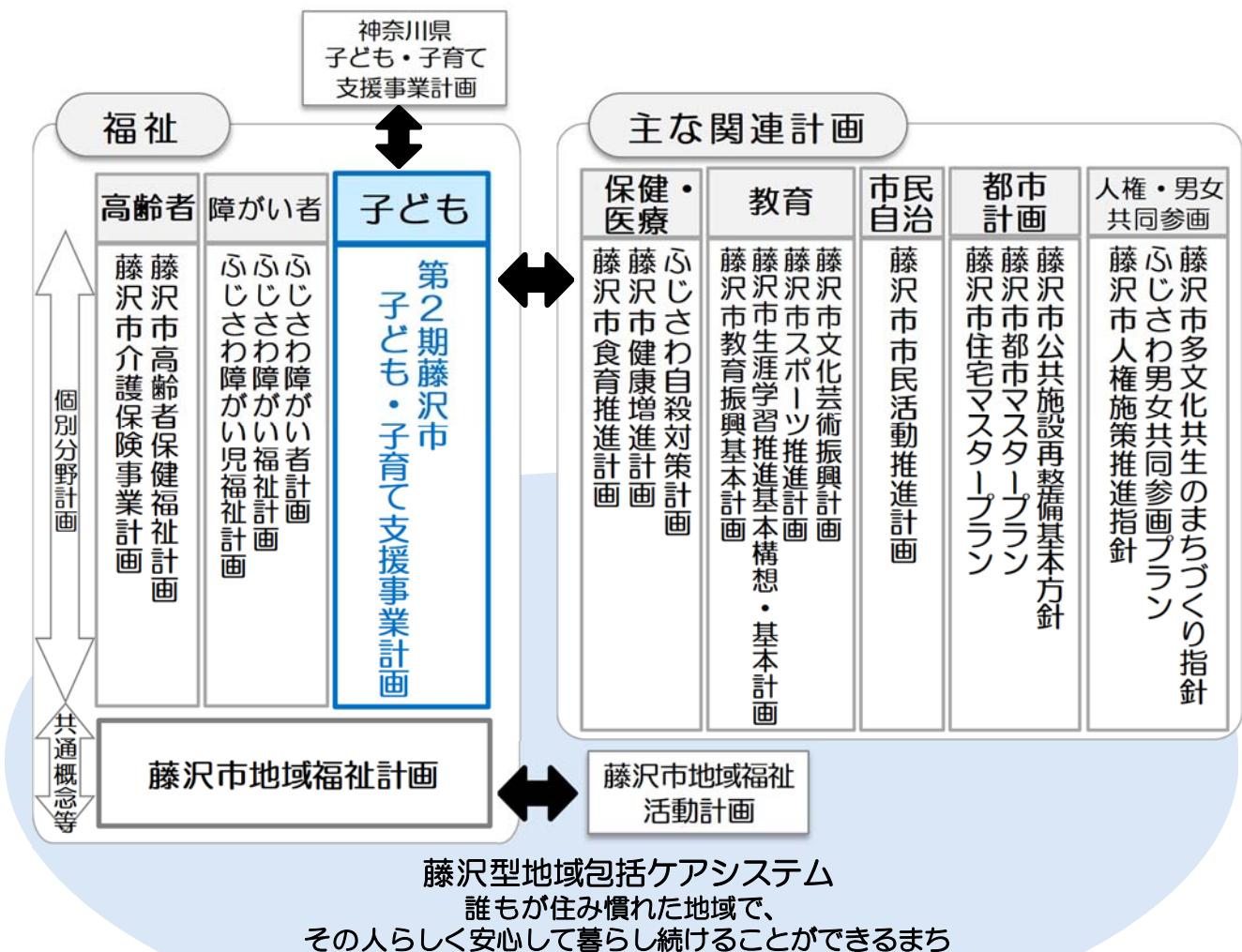
※2 『「新・放課後子ども総合プラン」について』平成30年9月14日文科生第396号・子発0914第1号

(2) 主な関連計画

改正社会福祉法により、地域福祉計画が各福祉分野における共通概念等として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある方の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

図表1-2-2 本計画と関連する主な計画



3. 計画の期間

本計画は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間の計画期間とします。

図表1-3-1 計画の期間



※「ニーズ調査」とは、「子ども・子育て支援法」にしたがって国が計画の基本的記載事項等を定めた「基本指針」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望を把握し、量の見込みを推計するための調査。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期を含む、すべての子ども・若者、子育て家庭を対象とします。

